

# 第 12 回教育委員会

令和元年 6 月 18 日  
午 後 3 時 30 分  
本庁舎市会第 4 委員会室

## 案 件

議案第47号 令和 2 年度水都国際中学校及び咲くやこの花中学校入学者選抜方針  
について

議案第 47 号

令和 2 年度水都国際中学校及び咲くやこの花中学校入学者選抜方針について

標題について、次のとおり教育委員会会議に上程します。

## 令和2年度 大阪市立水都国際中学校入学者選抜方針

- 1 大阪市立水都国際中学校(以下「水都国際中学校」という。)の入学者選抜は、この方針に基づいて、水都国際中学校長が行う。
- 2 水都国際中学校入学者選抜に出願することのできる者は、(1)または(2)を満たす者とする。
  - (1)次の①および②を満たす者。
    - ①令和2年3月に小学校もしくはこれに準じる学校を卒業する見込みの者。
    - ②応募する児童本人及び保護者(本人に対して親権を行う者、親権を行う者がない場合は後見人)が、出願時点において現に大阪市内に居住しており、かつ令和2年4月1日以降引き続き大阪市内に居住することが確実であること。
  - (2)海外の教育施設(日本人学校等)に通学している者で、入学日までに大阪市内に居住し、かつ令和2年4月1日以降引き続き大阪市内に居住することが確実である者。
- 3 募集人員は80人とする。
- 4 選抜は、検査(適性検査Ⅰ・適性検査Ⅱ・面接)により実施する。
- 5 合格者の決定は、次のとおりとする。
  - (1)検査により高い適性を示した順に、80人の合格者を定める。
  - (2)(1)において、同点者がいる場合、適性検査Ⅱ・適性検査Ⅰ・面接の順で得点の高い者を合格者と定める。
- 6 適性検査Ⅰの問題は、表現力・思考力を見ることを主眼とし、大阪市教育委員会が作成する。
- 7 適性検査Ⅱの問題は、水都国際中学校が、自ら課題を発見し解決することを目的とした課題探究型の教育活動を中心に行う学校であることから、物事を多面的に深く思考し、論理的に表現する力を見ることを主眼とし、大阪市教育委員会が作成する。
- 8 面接は、英語の学習に対する意欲や興味・関心などについてグループで行う。提出された自己申告書は面接時の参考とする。
- 9 出願、検査及び選抜結果発表の期日は次のとおりとする。

出願	12月26日(木)、12月27日(金)
検査	1月25日(土)、1月26日(日)
選抜結果発表	2月1日(土)

- 10 入学者選抜の実施に関し、本方針に定めることのほか必要な事項は、大阪市教育委員会教育長が「大阪市立水都国際中学校入学者選抜実施要項」で定める。

## 令和2年度 大阪市立咲くやこの花中学校入学者選抜方針

- 1 大阪市立咲くやこの花中学校(以下「咲くやこの花中学校」という。)の入学者選抜は、この方針に基づいて、咲くやこの花中学校長が行う。
- 2 咲くやこの花中学校入学者選抜に出願することのできる者は、次の(1)および(2)を満たす者とする。
  - (1) 令和2年3月に小学校もしくはこれに準じる学校を卒業する見込みの者。
  - (2) 応募する児童本人及び保護者(本人に対して親権を行う者、親権を行う者がない場合は後見人)が、出願時点において現に大阪市内に居住しており、かつ令和2年4月1日以降引き続き大阪市内に居住することが確実であること。
- 3 募集人員は、「ものづくり(理工)」「スポーツ」「言語」「芸術(美術・デザイン)」の各分野20人を原則とし、合計80人とする。
- 4 選抜は、分野別に検査(適性検査I・適性検査II・面接)により実施する。
- 5 合格者の決定は、分野ごとに次のとおりとする。
  - (1) 検査により高い適性を示した順に、20人の合格者を定める。
  - (2)(1)において、同点者がいる場合、適性検査II・適性検査I・面接の順で得点の高い者を合格者と定める。
- 6 適性検査Iの問題は、表現力・思考力を見ることを主眼とし、大阪市教育委員会が作成する。
- 7 適性検査IIの問題は、咲くやこの花中学校が、「ものづくり(理工)」「スポーツ」「言語」「芸術(美術・デザイン)」など、早くから興味・関心の現われやすい分野の才能を伸ばすこと目標とすることから、それぞれの分野に関する才能の芽生えを見ることが主眼とし、大阪市教育委員会が作成する。
- 8 面接は、志望動機や興味・関心などについてグループで行う。提出された自己申告書は面接時の参考とする。
- 9 出願、検査及び選抜結果発表の期日は次のとおりとする。

出 願	12月26日(木)、12月27日(金)
検 査	1月25日(土)、1月26日(日)
選抜結果発表	2月1日(土)

- 10 入学者選抜の実施に関し、本方針に定めることのほか必要な事項は、大阪市教育委員会教育長が「大阪市立咲くやこの花中学校入学者選抜実施要項」で定める。